

被留置者が出場を拒否した場合の措置について

取調べ、検事調べ、送致、勾留質問等の出場要請に対して、被留置者が出場を拒否して留置施設内から出場しない事案が散見されます。

今一度、対応要領について確認し、適正な留置業務の推進に努めてください。

出場拒否に対する対応要領

1

- ・ 看守勤務員は、被留置者に対して出場するよう説得をする。
- ・ 出場拒否の理由を聴取する。

★配意事項★

ビデオカメラを使用し、
を開始する。



2

- ・ 看守勤務員は、被留置者が説得に応じない時は留置主任官に報告する。
- ・ 留置主任官は、被留置者が出場拒否している理由等を捜査主任官に連絡する。
- ・ 勾留中の被留置者の場合、留置主任官は、捜査主任官を通じて担当検察官に状況を説明し、対応について協議を依頼する。

★配意事項★

- ・ 捜査員を留置施設内へ入場させない。
- ・ 「V 特異動静、処遇に関する申出」に状況を記録する。



3

- ・ 留置主任官は、捜査主任官と協議した結果を看守勤務員に指示する。

★配意事項★

- ・ 捜査主任官等から強制出場の要請を受けた場合は、必要最小限度の範囲で有形力を使用して出場させることになりますが、慎重に対応してください。

**慎重な
対応**

先般、送致の出場を拒否した被留置者に対して、検察官に状況を説明したところ、検察官が留置施設に赴き并解録取を行った事例や勾留質問への出場を拒否した被留置者に対して、裁判官に状況を説明したところ、書類の審査のみで勾留状が発せられた事例がありました。

被留置者が出場を拒否した場合は、留置管理部門だけで判断することなく、捜査部門と協議を行い判断を仰ぐようにしてください。

件名 取調べ出場を拒否する被留置者に対する対応について

○ 出場させるための有形力の行使

取調べ出場を拒否する被留置者を出場させる事案は、極めて特異な事例であります。

被留置者を出場させるためには、適切な説得、警告の上、必要最小限度の実力行使をもって出場させる考え方にあります。しかし、この場合、社会的にも反響が大きいと考えられることから、必ず、事前に警察本部留置管理課に速報し、緊密な連携のもと慎重な対応することとさせていただきます。

【一般的な考え方】

問1 取調べのため、出場を拒む被留置者に有形力を行使して出場させることは可能か。

答 被留置者に対して取調べ受忍義務があること、これを拒んだ場合は、強制で連行する旨を告知し、十分な説得を繰り返した後、必要最小限度の有形力を行使して出場させる。

問2 どの程度の説得が必要か。

答 判例では30分程度説得した場合や、再三説得をした場合には、適法であると判示されていることから、説得を行うとともに、有形力を行使する旨の警告を行ってから、有形力を行使する。

問3 どの程度までの有形力の行使が許容されるのか。

答 取調べという犯罪捜査目的達成のために腕を掴んで出場を促すなど、必要最小限度の範囲内で有形力を行使し、留置施設内から連れ出すことができる。

問4 暴れて抵抗する場合には、どのように対応するのか。

答 暴れて抵抗するのを排除するのに必要な体制（判例では5人で手錠を施す行為を許容）で、受傷させない範囲内で、抵抗を排除するための相当かつ必要最小限度の有形力を行使して出場させる。事前に抵抗が予想される場合には、有形力の行使を必要最小限度に留める。

問5 体調不良を訴えている被留置者に対して、有形力を行使することは可能か。

答 体調不良の程度によるので、医師の診断結果、平素の生活状況等から取調べに耐えうる状態であるのか否かを判断し、取調べに耐えうる状況であれば有形力を行使して出場させる。ただし、事後の紛議（人権侵犯・国賠訴訟等）が予想されることから、平素の動静（取調べに耐える状況）等について細かく記録しておくとともに、出場要請の状況及び有形力の行使の状況等をビデオ撮影しておく。

【留意事項】

- ① 平素の動静から体調不良の程度について、詳細に記録しておく。
- ② 出場について繰り返して説得（ ）及び警告（ ）する（ビデオ撮影）。
- ③ 有形力の行使は、必要最小限度の人員で、（ビデオ撮影）。
- ④ 歩行を拒む場合は、無理矢理引きずって連行することは控える（ビデオ撮影）。